



ITSMS

ITサービスマネジメントシステム適合性評価制度

ITSMS 審査員の資格基準

JIP-ITAC400-0.8

2006年7月10日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

目 次

1. 総則
- 1.1 適用範囲
- 1.2 引用規格及び関連文書
2. 用語の定義
- 2.1 ITSMS 審査員補
- 2.2 ITSMS 審査員
- 2.3 ITSMS 主任審査員
- 2.4 候補者
- 2.5 業種区分
3. 初回登録の資格基準
- 3.1 審査員補の資格基準
- 3.1.1 教育レベル
- 3.1.2 経験
- 3.1.3 研修
- 3.1.4 個人的資質
- 3.1.5 所属組織の推薦
- 3.2 審査員の資格基準
- 3.3 主任審査員の資格基準
4. 更新登録の資格基準
- 4.1 審査員補の資格基準
- 4.2 審査員の資格基準
- 4.3 主任審査員の資格基準
5. 業種区分追加・変更時の資格基準
6. 格上登録時の資格基準
- 6.1 審査員補より審査員
- 6.2 審査員より主任審査員

1. 総則

1.1 適用範囲

1.1.1 本文書は、審査員評価登録機関（以下、本機関と呼ぶ）が、ITサービスマネジメントシステム（以下、ITSMS という）の審査員等を評価登録するための資格基準を規定したものである。

備考 1：ITSMS の審査員等には、ITSMS 審査員補、ITSMS 審査員及び ITSMS 主任審査員を含んでいる。

備考 2：審査員評価登録機関は、要員の認証機関と呼ばれる場合がある。

1.1.2 本文書は、JIP-ISAC400（ISMS 審査員の資格基準）を基にして作成しており、JIP-ISAC400 に対して ITSMS 特有の要求事項を記載している。

本文書の 2. ～ 6. に記載する ITSMS 特有の要求事項は、JIP-ISAC400 の 2. ～ 6. の要求事項に対する追加又はこれらの項に置き換わるものであり、枠内はこの差異の部分を示している。また、JIP-ISAC400 に対して要求事項に変更のない部分は項目のみを表示している。

1.1.3 本文書では、JIP-ISAC400 の 2. ～ 6. の要求事項に対して、特に指定のない限り以下の読替えを行う。

	JIP-ISAC400	JIP-ITAC400
1	ISMS	ITSMS
2	情報セキュリティマネジメントシステム	ITサービスマネジメントシステム
3	情報セキュリティマネジメント	ITサービスマネジメント
4	情報セキュリティ関連分野	ITサービス関連分野

1.2 引用規格及び関連文書

1.2.1 引用規格

以下に掲げる文書は、本書で引用された範囲でこの基準の一部とみなす。なお、版数、年版の表示のないものは最新版を適用する。

- a) JIS Q 19011:2003 (ISO 19011:2002) 品質及び / 又は環境マネジメントシステム監査のための指針
- b) NACE Rev.1 経済活動に関する統計的分類基準

1.2.2 関連文書

- a) ISO/IEC 20000-1:2005 情報技術 - サービスマネジメント - 第 1 部：仕様

- b) ISO/IEC 20000-2:2005 情報技術 - サービスマネジメント - 第 2 部 : 実践のための規範
- c) ISBN 0 11 330017 4 サービスデリバリ (2001 年発行)
- d) ISBN 0 11 330015 8 サービスサポート (2000 年発行)

2. 用語の定義

2.1 ITSMS 審査員補

2.2 ITSMS 審査員

2.3 ITSMS 主任審査員

2.4 候補者

2.5 業種区分

3. 初回登録の資格基準

3.1 審査員補の資格基準

3.1.1 教育レベル

3.1.2 経験

3.1.2 a) \ b) の要求事項を以下の様に変更し、d) を追加する。このため元の d) を e) に変更する。

a) 候補者は、情報技術分野で少なくとも 4 年以上の実務経験があること。また、その内 IT サービス関連分野で少なくとも 2 年以上の実務経験があること。なお、下記で IT サービス関連分野の実務経験を代用することも可能とする。

- ・ 情報処理技術者試験 システム監査技術者の合格
- ・ 情報処理技術者試験 テクニカルエンジニア (システム管理) の合格
- ・ 公認情報システム監査人 (CISA) の認定
- ・ Managers Certificate in IT Service Management 認定試験の合格

備考 1 : CISA (Certified Information Systems Audit) : 情報システムコントロール協会 (ISACA) により認定されるシステム監査人の資格

備考2：Managers Certificate in IT Service Management：OGCが認定した資格認定機関である EXIN (Examination Institute for Information Science) 及び ISEB (Information Systems Examinations Board) が実施している、ITIL®マネージャー資格

b) 審査対象が情報技術分野以外での分野登録を希望する場合、その対象分野での実務経験が少なくとも3年以上あり、その分野のITサービスに対する事業リスク及び組織に及ぼす影響についての分析や評価が行えること。登録する分野は業種区分に従うものとする。

なお、ISO 9001、ISO 14001の審査員等として登録している技術経験分野がある場合には、ITSMSにおいても実務経験があるものとみなす。

d) ITIL®関連の用語及び知識を有していること。

備考1：Managers Certificate in IT Service Management 認定試験、又は Foundation Certificate in ITSM 認定試験に合格していれば本要求事項を満たしているものとみなす。

備考2：Foundation Certificate in ITSM：OGCが認定した EXIN (Examination Institute for Information Science) 及び ISEB (Information Systems Examinations Board) が実施している、ITIL®ファンデーション資格

e) 上記 a) ~ d) の経験は最近のものであることが望ましい。

3.1.3 研修

3.1.3の要求事項を以下の様に変更する。

候補者は、JIS Q 17024(ISO/IEC 17024)に適合した審査員評価登録機関によって承認された審査員研修機関が開催する ITSMS 審査員研修コースを成功裏に修了し、合格しておかなくてはならない。

なお、ISO 9001、ISO 14001、ISO/IEC 27001の審査員資格を有していれば、実践的な研修部分を省いた ITSMS 研修コースを成功裏に終了し、合格することで同等とみなす。

3.1.4 個人的資質

3.1.5 所属組織の推薦

3.2 審査員の資格基準

3.2 b) の要求事項を以下の様に変更する。

- b) 申請日までの3年以内に、最低4回延べ20日間にわたる完全な審査に参加していること。完全な審査とは、審査計画、文書審査、実地審査及び審査の報告までの全過程を含んだ審査を言う。

審査の回数及び日数の考え方を以下に示す。

- 1) 完全な審査を1回と数える。文書審査のみの審査は、回数、日数共加算できない。
- 2) 1日6時間以上の審査時間で1日と数える。それ以下の場合は加算できない。

完全な審査でない場合として下記の審査も認める。

- 3) サーベイランス(維持審査)は、状況によって審査内容が異なるが、2回のサーベイランスへの参加で1回の審査実績とみなす(備考1)。また、部分的な審査への参加については、5回の審査への参加で1回の審査実績とみなす。
- 4) 審査の実績として、第三者審査(認証審査)の他、JIS Q 19011に沿って行われた第三者監査(顧客等による監査)及び第一者監査(内部監査)も認める(備考2)。

備考1: 一般的に2回のサーベイランスで一通りの審査を行う事になっており、両方ではほぼ完全な審査の項目を含んでいるとみなす。

備考2: ITSMS認証のための規格及び社内の運用規程等を判断基準としてほぼ一通りの審査/監査を行った場合に限る。

備考3: これらの審査/監査実績については、証拠を提出すること。また、面接もしくは関係部門に問合せを実施し、事実関係を確認する場合がある。

3.3 主任審査員の資格基準

4. 更新登録の資格基準

4.1 審査員補の資格基準

4.2 審査員の資格基準

4.3 主任審査員の資格基準

5. 業種区分追加・変更時の資格基準

6. 格上登録時の資格基準

6.1 審査員補より審査員

6.2 審査員より主任審査員

注記 1 .ITIL®は、英国、欧州連合各国、および米国における英国政府 Office of Government Commerce の登録商標であり、共同体商標。

注記 2 . ITIL®(Information Technology Infrastructure Library) : OGC が、IT サービス管理・運用規則に関するベストプラクティスとしてまとめた一連のガイドブック

注記 3 . OGC(Office of Government Commerce) : 英国商務局

注記 4 . itSMF (IT サービスマネジメントフォーラム) : ITIL®の普及促進を目的として、1991 年に英国で設立されたユーザフォーラム